

奈良県告示第三十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として平成二十八年三月奈良県告示第四百五十号（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定）で指定した次の区域について、その指定を解除する。

令和七年四月二十五日

奈良県知事 山下真

奈良市大柳	域	奈良市邑地 町（〇〇三 ）急傾斜地 崩壊警戒区	奈良市邑地 町（〇〇三 ）急傾斜地 崩壊警戒区	区域の名称		土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	縦覧場所
				区域	区域の名称			
次の平面図		次の平面図 のとおり	次の平面図 のとおり					
奈良市大柳	戒区域	奈良市邑地 町（〇〇三 ）急傾斜地 崩壊特別警	奈良市邑地 町（〇〇三 ）急傾斜地 崩壊特別警					
次の平面図		次の平面図 のとおり	次の平面図 のとおり					
次の平面図の		とおり	次の平面図の	る事項	四条に規定す る衝撃に關す	止対策の推進 に関する法律 施行令（平成 十三年政令第 八十四号）第	区域等におけ る土砂災害防 止対策の推進 に関する法律 施行令（平成 十三年政令第 八十四号）第	
奈良県奈良	理課	土木事務所 及び奈良市 役所危機管	奈良県奈良					

生町（○○） のとおり	生町（○○） のとおり	土木事務所 及び奈良市 役所危機管 理課
三) 急傾斜 地崩壊警戒	三) 急傾斜 地崩壊特別 警戒区域	とおり
区域		

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県県土マネジメント部砂防・災害対策課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。